



阿蘇にしはらウインドファーム(熊本県)

経営編

GOVERNANCE

企業価値向上を支える取り組み

- 15 コーポレート・ガバナンス体制
- 16 危機管理とその体制
- 18 コンプライアンス
- 19 情報セキュリティへの取り組み

企業価値向上を支える取り組み

J-POWERグループでは、社会情勢の変化や様々なステークホルダーの皆さまからの信頼に応えるため、コーポレート・ガバナンス向上に必要な体制の構築・運営を着実に推進しています。

コーポレート・ガバナンス

J-POWERグループは「人々の求めるエネルギーを不断に提供し、日本と世界の持続可能な発展に貢献する」との企業理念のもと、長期的な企業の発展と企業価値の向上を図り、様々なステークホルダーの皆さまからの信頼を得るため、コーポレート・ガバナンスの充実とコンプライアンスの徹底は極めて重要な経営課題であると考えています。

コーポレート・ガバナンス体制

J-POWERの取締役・監査役は「J-POWERグループ企業理念」のもと「J-POWERグループ企業行動規範」に従い、確固たる遵法精神と倫理観に基づく誠実かつ公正な活動を率先垂範し、その従業員への浸透を図っています。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固対決することとし、従業員に対しても周知・徹底しています。

J-POWERでは、業務に精通した取締役が業務執行を担うとともに、非執行の取締役として独立な観点から当社の経営の意思決定に参加する社外取締役も出席する取締役会等を通じて相互に監督し合う体制が築かれています。さらに、国内有数の上場企業の経営や金融行政等、経験豊富な社外監査役を含む監査役が取締役会をはじめとする会議への出席等を通じて取締役の職務の執行状況を常に経営監視しており、コーポレート・ガバナンス機能が十分に発揮できる体制であると考えています。

さらに、東京証券取引所の有価証券上場規程に従い、社外取締役1名および社外監査役3名全員を独立性が高く、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定しています。

業務執行に係る体制について

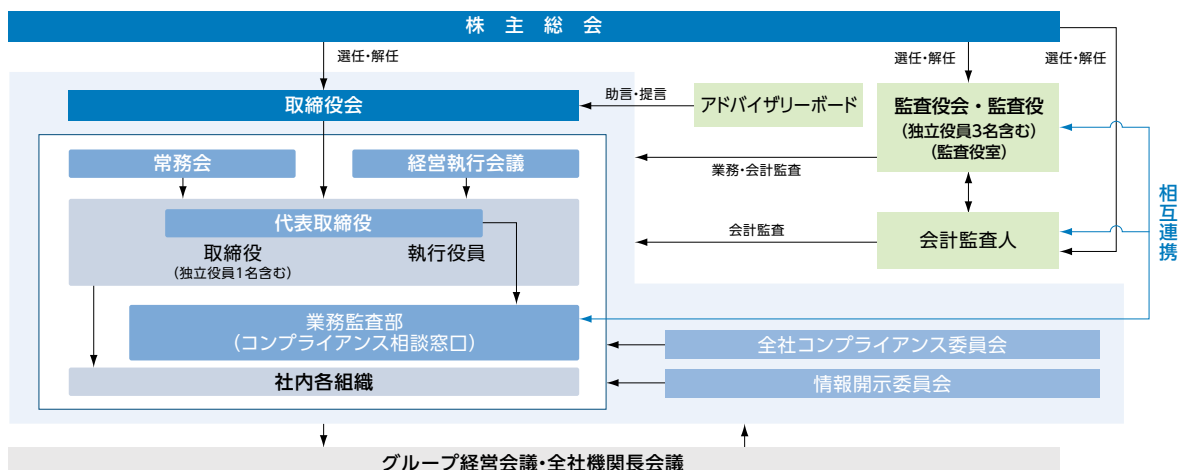
取締役の職務執行を効率的に行うため、取締役会に加え、取締役会が決定した方針に基づく社長の業務執行のうち全社的重要事項等について審議する「常務会」や個別業務執行に係る重要事項について審議する「経営執行会議」を設け、機能の配分を行っています。さらに執行役員制度により業務を執行する取締役と執行役員が業務執行を分担する体制を構築することで、責任と権限を明確にし、的確かつ迅速な意思決定と効率的な会社運営を行っています。

監査・監督に係る体制について

J-POWERの監査役会は監査役5名のうち3名を社外監査役とするとともに、社外監査役のうち1名を常勤の監査役とし、監査役会の監視機能強化を図っています。監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、取締役は、監査役を取締役会・常務会・経営執行会議等への出席ならびに意見陳述、取締役等からの職務執行状況の聴取、社内各機関および主要子会社の調査、会計監査人等との相互連携が円滑に図れる環境を整えています。

これらの監督・監視機能に加え、J-POWERでは適切な業務執行を確保するため、「業務監査部」を設けほかの機関から独立した立場で内部監査を行うとともに、各機関においても自主的な監査を定期的実施しています。

J-POWERグループのコーポレート・ガバナンス体制



その他体制について

社外への情報開示に関しては、企業活動の透明性とアカウンタビリティの向上を図るため、社長を委員長とした「情報開示委員会」を設置し、積極的、公正かつ透明な企業情報の開示を適時に実施しています。

2008年9月には「J-POWER アドバイザリーボード」を設置し、社外の有識者から企業価値向上に資する多面的かつ客観的な助言・提言をいただくことで、コーポレート・ガバナンスの向上につなげる取り組みを行っています。

関係会社管理にあたっては、J-POWERグループの経営計画に基づき、グループ全体として総合的発展を図ることを基本方針とし、社内規程に従い関係会社の管理を行うことに加え、グループ経営会議により、企業集団における業務の適正さの充実を図っています。

また、グループ全体における情報交換等を行うことを目的として全社機関長会議(J-POWERサミット)が設置されており、年に数回、社長をはじめとする取締役および執行役員、常勤の監査役、国内外機関の長、主要子会社の代表者等を集めて企業グループとして共有・実施すべき事項に関する情報の周知、要請、意見交換などを行っています。



全社機関長会議(J-POWERサミット)

財務報告に係る内部統制報告制度への対応状況について

J-POWERグループでは、金融商品取引法の「財務報告に係る内部統制報告制度 [用語集](#)」については、財務部および業務監査部が中心となって、内部統制システムの整備、運用ならびに評価を行っています。

2010年度においても、前年度に引き続き金融庁より示された実施基準などに基づき、「全社的な内部統制」、「業務プロセスに係る内部統制」および「ITを利用した内部統制」の各項目の整備状況および運用状況について、経営者による評価を行った結果、財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。本評価結果については、内部統制報告書として取りまとめ、監査法人の監査を経たうえで、2011年6月末に関東財務局長へ提出しています。

今後も引き続きグループ全体における内部統制システムの向上を図り、財務報告の信頼性確保に努めていきます。

危機管理とその体制

J-POWERグループの事業環境に潜在する危機は複雑かつ多様化しています。

このため、J-POWERでは、様々な危機事象を的確に予見し未然に防止すること、また、これが顕在化したときには適切に管理・対応することを目的として、次のような体制を敷いています。

1 危機管理対策チーム

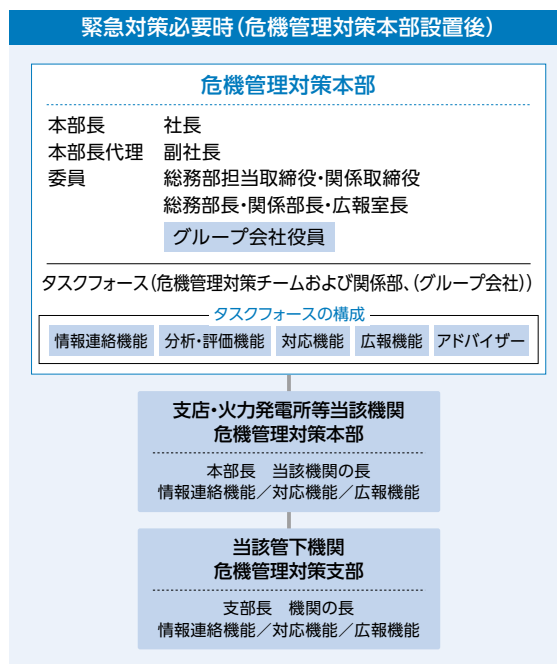
1. 平常時の危機管理に対応するため、本店総務部および広報室を中心に関係部で構成する「危機管理対策チーム」を常設し、危機事象の予見、発生時の迅速な初期対応および危機管理対応業務の総括を行っています。
2. 危機管理対策チームは、以下の事項を所掌しています。
 - 危機事象の予見、発生時の初期対応
 - 危機事象の把握、危機情報の収集管理
 - 危機管理に係る教育訓練・啓蒙

2 危機管理責任者、担当者

本店および現地機関、グループ各社における危機管理責任者・担当者を選任し、迅速な初期対応と情報伝達を行うよう努めています。

3 危機管理対策本(支)部

危機の予見・発生時において、その重大性から緊急対策の必要がある場合には、速やかに危機管理対策本(支)部を設置して対応にあたります。(下図参照)



4 海外危機管理専門部会

海外での事業規模の拡大に伴い、危機管理対策チームのもとに海外危機管理専門部会を設置し、海外危機情報等の収集に努めています。

J-POWERにとっての危機とは

J-POWERが危機として認識すべき事象は多岐にわたりますが、卸電力会社として、製品である電力を生産・流通する設備に障害が発生し、電力供給に支障をきたすことが最大の危機となります。

電力の供給支障となる要因としては、天災によるもの、人為的なもの、物理的なものなどがあり、それぞれの危機の回避・防止のため、以下の対応をしています。

1 天災によるもの

地震、台風、落雷、津波、火山噴火などの自然災害は、人為的努力でこれを防ぐことはできませんが、適切な設備対応と非常時復旧体制をとることによって被害をできるだけ少なくすることが可能です。J-POWERは、発電、送電、変電、制御所（発電所を遠隔操作します）等の保守・運営にあたり、こうした自然災害が発生した場合にもできるだけ速やかに設備の機能回復を図る体制を整え、また、最新の耐震設計思想を取り入れた補強工事を行うなど自然災害に伴う設備事故等防止に備えています。さらに、防災訓練の定期的な実施により、従業員の危機管理意識の養成と向上に努めています。

2 人為的なもの

戦争、破壊行為などのテロ、あるいは悪戯など人為的な危機事象については、一企業で対応できないものを除き極力これを回避すべく情報の収集、関係当局との連携、非常時連絡体制の構築などで対応することとしています。また、設備対応として公衆用道路に近接する送電用鉄塔はフェンスで囲い、定期的な巡視や点検などを行っています。

3 物理的なもの

J-POWERの発電変電および通信設備は、設置されてから50年を経過するものもあり、老朽化しているものも少なくありません。機能が低下したり損傷したりしたものは、その都度修繕や更新により対応し、重大な供給障害につながらないように日常の巡視・点検を確実にし、また、定期的にオーバーホールや細密点検を行って主要な機器の性能をチェックし、設備障害の予防保全に努めています。

4 その他

新型インフルエンザ流行など、事業所内の感染拡大により事業運営に支障をきたすおそれのある危機事象については、「新型インフルエンザに関する行動計画（2007.4）」を策定し、事業継続を前提とした体制整備を行っています。

防災への取り組み

J-POWERは基幹ライフラインを担う電気事業者であり、災害対策基本法における指定公共機関 [用語集](#) に位置づけられていますが、従来より防災態勢の整備に努め、防災業務計画および国民保護業務計画を策定・公表し、災害に強い企業を目指してきました。

社内では「非常災害対策および国民保護措置規程」をはじめとして災害発生時の対応マニュアルを整備し、本店より現地各機関に至るまでの体系的な防災体制を整えています。体制の整備とともに、緊急時に適切に対応できるよう、各機関において定期的に防災訓練を実施し、実践力の向上に努めています。

また、新潟県中越地震以降の自然災害の頻発、甚大化傾向を踏まえ、社内横断的な機関である「防災専門部会」を2005年に設置し、土木、建築等幅広い分野の知見を集め、これらの災害から発電変電および通信設備を保全する対策を検討・実施しています。

東日本大震災（2011年3月11日東北地方太平洋沖地震）では、連動型の大規模地震とこれに伴う津波の影響により未曾有の被害が発生しました。また、平成23年7月新潟・福島豪雨（2011年7月28日～7月30日）では、記録的な豪雨によりJ-POWERの水力発電設備も被害を受けましたが、鋭意復旧作業に取り組み、電力の安定供給に努めています。

これまで近い将来の発生が懸念されている東海・東南海・南海の3連動地震や首都直下型地震等の大規模地震に対するJ-POWER関係設備への影響を検討し、耐震補強工事・津波対策工事等の対策や定期的な教育・訓練を含めた防災体制の強化等の取り組みを継続してきましたが、今後は東日本大震災や新潟・福島豪雨の事象も踏まえ、より一層の防災対策・防災体制の強化に取り組んでいきます。

※東日本大震災に関する情報はP9をご参照ください。



防災訓練の様子（J-POWER本店）

コンプライアンス

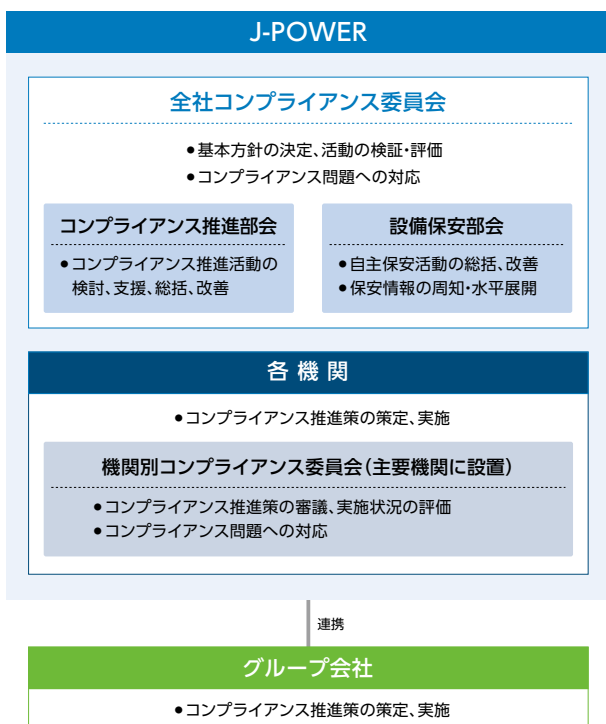
コンプライアンス推進体制

J-POWERは、「企業理念」に基づき、事業を遂行するうえで守るべき遵法精神・企業倫理の基本的な柱として「企業行動規範」を定め、また、業務における具体的行動の判断基準を「コンプライアンス行動指針」(P82参照)で示しています。そして、コンプライアンス推進活動の全社の方針を定め、その実施状況の評価を行う全社コンプライアンス委員会(委員長:会長)を設置しています。全社コンプライアンス委員会のもとには、全社コンプライアンス推進活動に関するコンプライアンス推進部会および保安規程に基づく自主保安活動に関する設備保安部会(各部長:担当副社長)を設けています。また、支店・火力発電所等の主要機関には機関別コンプライアンス委員会を設置しており、これらの組織・機関が連携して、コンプライアンスが企業風土に定着するよう取り組んでいます。これらのコンプライアンス委員会にはグループ会社も参加しており、グループ全体でコンプライアンス活動を推進しています。

コンプライアンス相談窓口

J-POWERでは、従業員がコンプライアンス上の問題に直面している場合や、コンプライアンス問題に気づいた場合などの相談窓口として、業務監査部および社外の法律事務所、「コンプライアンス相談窓口」を設置しています。相談窓口はプライバシーの保護に留意しており、相談者に不利益な事態が起こることはありません。

J-POWERグループのコンプライアンス推進体制



従業員のコンプライアンス意識の向上

J-POWERでは、従業員にコンプライアンス宣誓書を配布し、常時携帯を促すことによりコンプライアンス意識を喚起しています。また、コンプライアンス研修や講演会を随時実施しているほか、例年10月を推進月間として、コンプライアンスに関する標語の募集や取り組み事例の収集・紹介などコンプライアンス意識の向上に向けた活動を行っています。

さらに、コンプライアンス相談窓口によるコンプライアンス・アンケート調査を1月に行い、J-POWERグループ従業員のコンプライアンス意識等を把握し、その後のコンプライアンス活動に役立てることとしています。



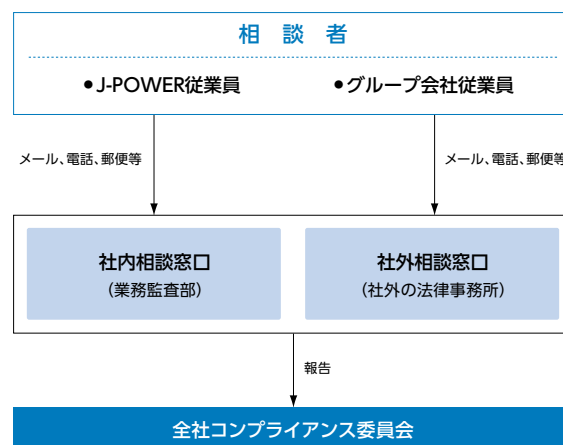
コンプライアンスを題材とする研修

コンプライアンスに反する事案の発生予防について

J-POWERは、全社的なコンプライアンス推進活動計画を定め、各機関の日常的な取り組みとあわせて、コンプライアンスに反する事案の発生予防に取り組んでいます。

コンプライアンスに反する事案が発生した場合は、事実関係の調査と原因究明を行い、その結果に基づいて再発防止策を立案・実行するとともに、社内他部門へも周知徹底し同種事案の発生予防に努めています。また、関係法令の改廃についても、その都度社内に周知しています。これらの対策の実施状況は、定期的にモニタリングしてその効果を検証し、その後のコンプライアンス推進に反映して改善を図ることとしています。

J-POWERグループのコンプライアンス相談窓口



情報セキュリティへの取り組み

企業における高度情報化の進展やIT活用が進むなか、情報セキュリティの重要性はますます高まっています。国の重要インフラ事業者として原子力発電所の建設および電力の安定供給の責務を担うJ-POWERグループにおいては、より高いレベルで情報セキュリティを維持・向上させていくことが重要であると認識しており、様々な施策を積極的に推進しています。

情報セキュリティ基本方針の制定

J-POWERはグループ全体の取り組みとして「情報セキュリティ基本方針」を制定し、ホームページを通じて公表しています。この基本方針に基づき、グループ全体で以下の情報セキュリティ対策を実施しています。

これまでの事業に加えて、大間原子力発電所の建設、海外発電事業の展開などJ-POWERグループの事業は拡大を続けており、社会的信頼のもと適切な情報管理を実施し、安定的に事業を推進していくことがますます重要になっています。このため、情報セキュリティの確保・強化を重要な経営テーマのひとつに位置付け、J-POWERグループ全体でさらなるレベルアップ活動に取り組んでいきます。

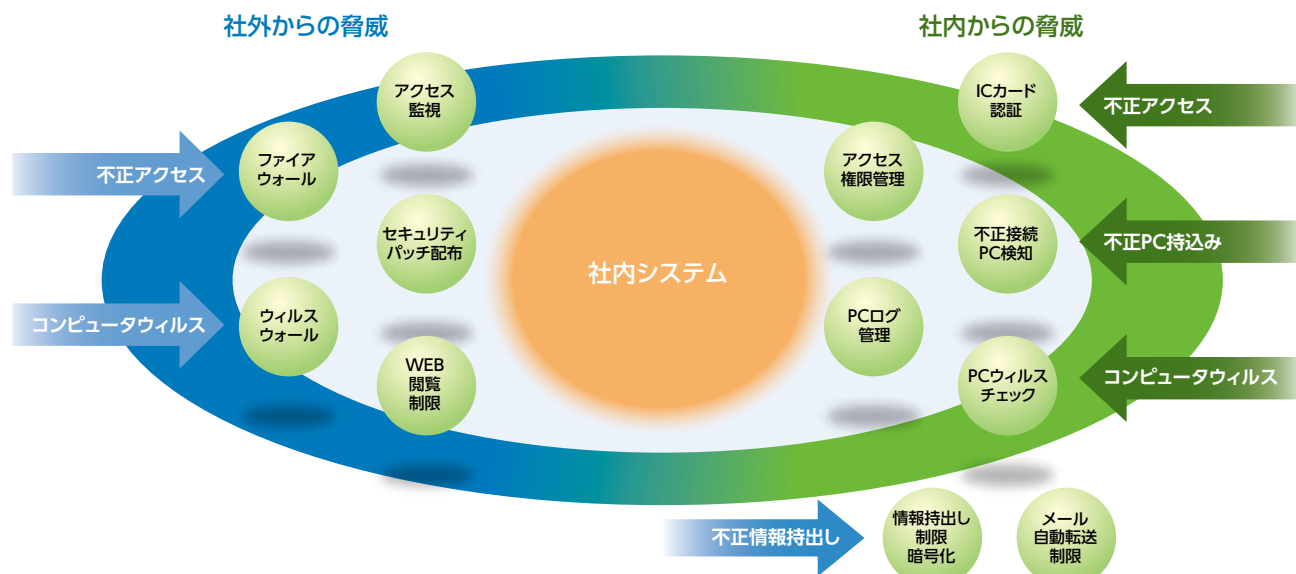
●情報セキュリティ基本方針

http://www.jpowers.co.jp/privacy/privacy_003.html

電力の重要システムに係る連携強化

電力運営にかかわる重要システムのIT障害に迅速かつ適正に対応するため、関係省庁ならびに電力業界全体で連携体制を強化しており、電力の安定供給にIT分野でも努めています。

J-POWERグループの情報セキュリティ対策



具体的な情報セキュリティ対策

1 組織・体制

- J-POWER本店の全部門長を委員とした組織横断的な情報セキュリティ委員会を設置
- 経営企画部IT・通信室を情報セキュリティの総括管理箇所として、規程類の整備および具体的対策を推進
- 情報セキュリティ事故発生時における危機管理体制による迅速な対応
- J-POWERとグループ会社が共同で各社の情報セキュリティの現状評価を実施し、改善活動を展開

2 人的対策

- 全グループ従業員を対象としたeラーニング、セミナーなど教育・啓蒙の実施
- 情報セキュリティ事故を想定した訓練の実施

3 物理的対策

- ICカード(社員証)による入退室時の施錠管理(J-POWER本店)
- 執務室と会議・応接スペースの分離

4 技術的対策

- インターネットからの不正侵入防止
- ICカード(社員証)による各種業務システムのアクセス管理(利用者認証)
- 電子情報持出し行為の上長承認およびファイル暗号化
- 電子メールの添付ファイル暗号化
- 出張用パソコンの暗号化
- 各種操作ログの収集・分析結果のレポート作成